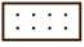



Q 2 8 土砂災害のおそれがある区域とは何ですか。

A 2 8 土砂災害のおそれがある区域には、危険性などの違いにより「土砂災害警戒区域」(通称：イエローゾーン)と「土砂災害特別警戒区域」(通称：レッドゾーン)に分けられます。

表 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の概要

種類	凡例	解説
土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)		がけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)		がけ崩れ等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域

自宅が土砂災害のおそれがある区域内にある方は、土砂災害警戒情報や警戒レベル4(避難指示)が発令された時点ですぐに避難しましょう。

ただし、土砂災害警戒情報や警戒レベル4(避難指示)が発表・発令される前で、土砂災害の前兆現象が起きるなど、いつもと様子がおかしいと感じた場合は避難しましょう。

また、土砂災害警戒情報や警戒レベル4(避難指示)が発表・発令されてから長時間経ち、雨が弱まってから土砂災害が発生することもありますので、注意が必要です。

